

五泉市請負工事成績評定実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定を行い、もって工事の質的向上に資することを目的とする。

(対象工事)

第2条 評定の対象とする工事は、原則として1件の請負金額が200万円以上の工事とする。

(評定者)

第3条 工事成績の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、五泉市建設工事請負基準約款第11条に定める監督員及び担当係長等並びに五泉市契約事務規則第12条に定める検査を行う検査職員とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事ごと、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、検査の結果、手直し等があった場合でも手直し前の状態を評定するものとする。

3 工事成績の採点は、「工事成績採点表」により行うものとする。

4 細目別評定点の算出は、「細目別評定採点表」により行うものとする。

5 評定にあたっては、「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」により行い、「記入方法及び留意事項」並びに「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。

6 工事における工事特性、創意工夫及び社会性に関して、請負者は、当該工事における実施状況を書面にて提出できるものとする。

7 評定者は、前項の書面の提出があった場合は、評定に適切に反映させる。

(評定結果の通知)

第5条 市長は、評定者から採点表等の提出がなされた後、当該工事の請負者に評定結果を速やかに通知するものとする。

(説明請求等)

第6条 前条による通知を受けた者は、通知を受けた日から14日以内に、書面により市長に対して、評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は説明を求められたときは、速やかに書面により回答するものとする。

(評定の修正)

第7条 市長は、第5条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 市長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日以降に入札の公告又は指名通知を行う工事から適用する。